

一般社団法人 大宮地区労働基準協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大宮地区労働基準協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市大宮区東町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は労働者の就労の支援ならびに労働安全衛生に関する事業を行い、さいたま労働基準監督署他関係官庁との連携のもと、会員が地域社会は基より、国際社会に於ける一員として、あるべき労働条件・職場環境を形成し、もって産業社会の健全な発展に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他関係法令の遵守・実施指導に関する事業
- (2) 労働安全衛生の推進に関する事業
- (3) 産業保健活動の展開・快適職場の形成に関する事業
- (4) 小規模事業場への労働条件改善のための援助協力に関する事業
- (5) 労務管理改善に関する事業
- (6) 国際的労働条件・労働安全衛生規格基準の研修及び国際社会における、自主的企業間の交流に関する事業
- (7) 上記にかかわる各種技能講習、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (8) 会報、資料などの配布による広報活動に関する事業
- (9) 優良事業場及び優良労働者の表彰ならびに優良事業場の見学・研修等に関する事業
- (10) 上記の諸法令に基づく届出等の指導、相談に関する事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、当協会所管区域である、さいたま市（旧大宮市内のみ）、上尾市、

桶川市、北本市、鴻巣市(旧鴻巣市、旧吹上町)、伊奈町の合計5市1町区域で行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、原則としてさいたま労働基準監督署の管轄区域内の、当協会所管区域内に所在し、本会の趣旨に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつたものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより所定の入会申し込み手続きをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することが出来る。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し又は団体が解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに到達するように通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 会員総会における議決権は会員 1 名につき 1 個とする。

2 前項の規定にかかわらず、会員の事業場の数により議決権を与えることが出来る。

(決 議)

第 17 条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、前 1 項、2 項、3 項の規定の運用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席した会員ならびに役員の数
- (3) 議事の経過要旨
- (4) 議案別の議決結果
- (5) その他法令で定める事項

2 議事録には議長のほか、出席した会員または役員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員 の 設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 13 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名を理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項 2 号の業務執行理事とする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
3 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席した理事の数
 - (3) 議事の経過要旨
 - (4) 議案別の議決結果
 - (5) その他法令で定める事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

(顧問)

第 31 条 この法人に任意の機関として、1 名以上 3 名以下の顧問を置く。

- 2 顧問は次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は無償とする。

(評議員)

第 32 条 この法人に任意の機関として 50 名以上 60 名以下の評議員を置く。

- 2 評議員は支部の選出に基づき総会で選任する。
- 3 評議員は、評議員会を構成し、法人の運営にあたり会長に意見を具申することができる。会長は、評議員の意見を尊重しなければならない。
- 4 任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

(評議員会)

第 33 条 この法人に任意の会議体として評議員会を置く。

- 2 前項の評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 会長、副会長、専務理事、理事、監事及び顧問は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 評議員会の開催、招集、議長、定足数及び議決等は、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条を準用する。

なお、評議員の 4 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

(運営委員会及び専門部会)

第 34 条 この法人に任意の会議体として運営委員会及び専門部会を置く。

- 2 第 4 条に規定する法人の事業を行うのに必要な事務を処理するため、総務委員会・財務委員会・組織委員会及び事業委員会その他必要と認められた運営委員会を設けることができる。また事業委員会のもとに、労務管理労災部会・安全衛生部会・健康づくり部会及びプレス災害防止部会その他必要と認められた専門部会を設けることができる。
- 3 前項の運営委員会及び専門部会の構成及び運営については、理事会の承認を得て会長が定める。

(支部の組織)

第 35 条 この法人に任意の会議体として支部を置く。

- 2 支部は第 4 条に規定する事業の円滑な運営を図る。
- 3 支部の数及び運営については別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなくてはならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金の処分)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 41 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法により行う。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名のほか必要な職員若干名を置く。事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。その他の職員は会長が任免する。

3 事務局には、下記の資料を備えておき、原則として一般の閲覧に供することができ

るようにする。

- ①定款、②役員名簿、③会員名簿、④事業報告書、
- ⑤収支報告書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、
- ⑨事業計画書、⑩収支予算書

4 事務局に関する事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第 11 章 雑 則

(施行細則)

第 45 条 本定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は菊池勇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 24 年 4 月 1 日 施行